

仕 様 書

件 名	広報官用スマートフォン	作成年月日	平成30年2月14日
		作成部隊	自衛隊山梨地方協力本部
1 適用範囲 本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「広報官用スマートフォン」について適用する。 2 契約期間 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日 3 契約台数 15台 4 要求する仕様等 (1) 機種性能等 ア 機種のOSは、アンドロイド4.2以上とし、液晶サイズは4インチ以上5インチ以下とする。 イ 固定電話、携帯電話への音声通話及びメール通信及びデータ通信（ブラウザによるホームページ閲覧）が可能な機能を有するもの。 ウ 通信速度は4GまたはLTE等の高速回線とし、パケット通信が可能なものとする。 エ カメラの性能は500万画素以上の性能を有するもの オ 防水・防塵機能・耐衝撃性を有するものとし、紛失時に遠隔操作にて停止処置等の操作が可能な機能を有し、国際電話接続禁止の設定が設定可能であり、各端末において解除ができないこと。 カ 使用可能範囲は日本国内とし、人口カバー率が95%以上であること。 キ 請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。 (2) 料金体系 音声通話・データ通信は完全定額制とし、パケット通信は2ギガ以上定額プランとし2ギガを超えた分は速度を落とした定額制とする。また、セキュリティ、保守等のオプションも含むものとする。 (3) 保 守 ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。 イ 紛失等による場合、使用不可にできるサポート態勢を有するものとする。 ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。 エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できること。 (4) 明細書 通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。 4 検 査 本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。 5 その他 (1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。 (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。 (3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。 (4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。			

仕 様 書

件 名	データ通信カード	作成年月日	平成30年2月14日
		作成部隊	自衛隊山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「データ通信カード」について適用する。

2 契約期間

平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア 通信カード機器 8台

イ 付属品(取扱説明書)

(2) 機 能

ア 通 信

業務用電子計算機(8台)に接続して使用するデータ端末による通信サービスが可能であること。

イ インターネット接続サービス

データ通信用端末及び通信回線を提供する携帯電話通信事業者が提供する接続サービスが可能であること。

ウ 料金体系

通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず毎月定額とする。

ただし、番号案内、情報提供料等サイト登録及びサービス料は別途請求できるものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

(3) 保 守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有するものとする。

ウ 通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

(4) 明細書

通信サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数の明細書を作成し添付するものとする。

4 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

(1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。

(2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。

(3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。

(4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。

仕 様 書

件 名	募集事務所連絡用携帯電話	作成年月日	平成30年2月14日
		作成部隊	自衛隊山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「募集事務所連絡用携帯電話」について適用する。

2 契約期間

平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア 携帯電話機 6台

イ 付属品(電池パック、ACアダプター、取扱説明書)

(2) 機 能

ア メール通信

使用する通話機器からメール通信サービスが可能であること。

イ 付加サービス

国際電話接続禁止の設定が端末以外で設定可能であり、各端末において解除ができないこと。

ウ 料金体系

通話・通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず、毎月約500分以上の通話料等を含み毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供料等サービス料は別途請求できるものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

(3) 保 守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有するものとする。

ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できること。

(4) 明細書

通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。

4 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

(1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。

(2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。

(3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。

(4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。

仕 様 書

件 名	援護予備自用携帯電話	作成年月日	平成30年2月14日
		作成部隊	自衛隊山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「援護予備自用携帯電話」について適用する。

2 契約期間

平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

- ア 携帯電話機 5台
- イ 付属品(電池パック、ACアダプター、取扱説明書)

(2) 機 能

- ア メール通信
使用する通話機器からメール通信サービスが可能であること。
- イ 付加サービス
国際電話接続禁止の設定が端末以外で設定可能であり、各端末において解除ができないこと。
- ウ 料金体系
通話・通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず、毎月約500分以上の通話料等を含み毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供料等サービス料は別途請求できるものとする。
- エ 情報セキュリティ
請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

(3) 保 守

- ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。
- イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有するものとする。
- ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。
- エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できること。

(4) 明細書

通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。

4 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。